(議長)

次に、「小野寺議員」の発言を許可致します。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行います。

3問ありますが、まず、1問目であります。

危険家屋・空き家対策についてであります。国は、法律を作ってこの間、各自治体にも 条例等、それから各種計画なども含めて、いろんな通達等で、知らされてきております。 この危険家屋、空き家の問題については、もちろん私達江差町でも大きな課題であるとい うことは、認識しておりますし、先立て総務産業常任委員会で、これはまちづくりと言い ますか都市計の関係ですが、町を歩いて色んな状況も改めて見た時に、やはりこの危険家 屋、空き家の対策は、江差町としても国の法律が言うからではなくて、江差町としても本 当に緊急な課題、だと改めて認識を致しました。

それで今日、質問致しますのはこの間、他の議員も含めて、何度か出ております。改めて私は、今の時点で、今の江差町のこの対策は率直に言わして頂ければ、余りにも遅い。対応が余りにも遅い。ということが、私のこの質問の背景にあるということを、十分にご理解頂きたい。答弁の内容によっては、ちょっと再質問も考えておりますが、まず、事前にお知らせした内容、この点について2つあります。

まず、1つ目が先程も言いましたが、この江差町としての危険家屋、空き家対策、まず、 進捗状況、この間何回か出ておりますが、一番新しい部分。それから、これもこの間出て おりますが、今年、来年に向けて一定の方向性が、この間の質疑等でも出されております。 改めて来年度の予算要求、各関係課と町長との今掏り合わせも進めていると思います。可 能な限りの部分で構わないかと思いますが、来年度、検討しているこの件についての事業 計画を教えて頂きたいと思います。これが1点目です。

それで、それを前提なんですけれども、先程も言いましたが、この問題はもちろん国が 法律を作る以前に、各自治体でそれぞれで要綱を作ったり、国の法律の前に条例作ったり という先行した自治体もありました。それを踏まえて、国が遅れて法律を作ったわけであ りますけれども。その法律で色んな部分が、改めて明確にこの空き家対策、危険家屋対策 出ておりますけれども、この第6条に法律ですね、法律の第6条に市町村、空き家等対策 計画策定、これが第6条にありまして、これも他の自治体で進められております。私は、 先行しているところ、道南でも沢山あります。せたな町、知内町、八雲町など直接役場に お邪魔して、例えば私、知内町についてもかなり詳しく教えて頂きました。八雲町も聞い て来ました。せたなはネット等で調べたんですが、本当に参考になります。江差がこれか ら今年、来年に向けて、この私は先程前段に、遅れているという話をしたんですけれども、 進める上で他町の対策を十分に参考にすべきだと思いますが、例えばそういう部分で言い ますと、現在、危険家屋等等の対策、色々調査も進めていると思いますが、更にこれから、 空き家が発生するのを、行政的ないろんな手法で抑制していくと。これも本当に大事な課 題。それから、空き家等の有効活用、これは国の法律の中でも言われていることですが、 こういうことを先程言いました、各自治体の計画の中に、空き家等対策計画の中にそれぞ れの町の中で挙がっています。江差町は、これから総合計画、都市計のマスタープランな ど、土地に関する部分、建物に関する部分は、本当に複合的に総合的に対策を進めて行か なければならない。私はそれも、十充承知しておりますが、この危険家屋、空き家対策は、 それはそれとして、きちっとこの問題について、やっていかなければならないと思います。 遅れている部分、率直に他の自治体の真似るところは真似る、組み取る所は組み取って行 く。そういう部分が、私は必要だと思いますが、その点で対策項目、どのように考えるか 町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、空き家対策に関してのご質問にお答え致します。

空き家対策の進捗状況につきましては、庁舎内の検討委員会を組織し、特定空き家の選定と危険空き家の解体費補助制度について議論をして参りました。結果として、放置すれば倒壊、または建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋に対し、29件を選定する一方で、解体費補助制度の制度設計を図るとともに、次年度に向けての解体費補助金交付要綱を策定中であります。また、選定された29件の所有者には、特定空き家に選定された通知と解体費補助成度の案内を同時に発出する考えでおります。また、なお解体費補助制度は予算が伴いますことから、概要につきましては、改めて議員の皆様にご説明申し上げ、その上で予算化となりますのでご理解願えればと思います。

2点目の市町村空き家等対策計画につきましては、空き屋特措法において、努力義務となっていることから、現時点においては、計画の策定には至っていないのが現状であります。また、議員ご提案の空き家対策計画を策定した上で、総合計画、都市計画マスタープランとの整合性を図るべきとのことですが、計画自体の存在意義は理解しつつも、計画策定に至ってない現状でありますことから、庁舎内の検討委員会や関係各課が協議連携した上で検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

これ担当は、総務課長だと思いますので、たぶん私の再質問は、課長だと思いますが、 それで、解りました。今、江差町がこの2年程ですか、進めているということについては、 もちろん、適宜報告も受けていますし、質疑もやり取りしております。

それで課長、ちょっと教えて頂きたいんですが、江差町の今、条例があります。江差町 空き家等の適正管理に関する条例。で先程の町長の答弁の解体等に関しては、改めての、 この条例の中にそれありません。ね、無いんですよ。ですから、今の条例と別にこの空き 家危険家屋については、今、検討して補助要綱等でしょうか、解体の分。それはそれで大 きな流れで言えば、もちろん、大賛成ですけれども。では、今、先行して作っている条例 はどういうふうに活用されているのかと。解体の部分の問題は先程、29件。ということ でありました。でも、例えば、町民の方が、「やぁ、あそこちょっと、危ない」なとか、 「何とかしてくれ」とかっていうことになりますと、現在の条例で言いましたら、例えば 情報提供、町民の皆さんから、こういうことで何々の家屋ちょっと危ないとか、そういう 部分の情報提供。で、そういう情報提供があれば、立ち入り調査。これ条例にありますね。 場合によっては、助言したり、指導したり、勧告したりと。その家屋危険ですよと。つま り、来年進めようとしている解体、それはそれでしっかりと手続き手順を踏んでやるって ことになりますけれども、今、本当に台風が来たら強風が来たら、雪が積もったら、危な いという部分について今までも江差町は、それなりに対応してくれております。私も知っ ております。私もその事を情報、やりましたらすぐ、総務の方で対応してくれました。そ れは、この条例に則ってやっているのか。つまり、物事というのは、一つの決まりから動 きます。じゃぁ、現在の危険家屋など、想定されるものなどについての適切な流れは、こ の条例で進められているということでいいのか。もしそうだとすると、やはりそれは国の 言っている総合的な対応の1つだろうと思うんですよ。今言った、情報があってそれに対 して町の一定の考え方があって、それで適切な対応してもらうっていうこともそうですし、 場合によっては、危険家屋を解体ということになれば、解体の部分。先程、1問目に言い ました、有効活用、もしくは発生を抑制する、江差、無いんです、これ。私は、来年度の 家屋を解体するという、江差町の組み立ての中にしっかりと先程言った、まずは大前提は 法律、そしてすべて法律が正しいとは限りませんから、各町で色んな事やっている、まぁ、 取り入れる所はどんどん、私ね、真似したらいいと思うんですが、先程言った。そういう

部分はどのように課長、考えているのか。来年度の補助金は解りますが、空き家の対策は、 解体だけじゃないと思います。その点について、少し課長の現時点でのお考えをお聞きし たいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずは条例の関係でございますが、解体等の項目が乗っかっていないというところでございますが、この条例につきましては、議員ご承知のこととは思いますけれども、特定空き家等になった時、またはその恐れがある時の措置について、必要な事項を定めるという内容になってございまして、空き家とは何なのか。それから、所有者とはどういうことなのかという定義をしながらですね、特定空き家となった場合の措置。例えば、助言指導から始まり、勧告命令等々について規定をしている状況となっておりますことから、解体とそれから、何でしたっけ、有効活用の部分につきましてはですね、記載をされていないという状況でございます。

それで、空き家の対策につきましては、これまでもですね、空き家の条例の策定、それから空き家の調査、それから空き家の把握、解体助成制度、空き家の利活用という形の中で、取り進めていかなければならないなというふうな思いの中で、業務を進めてきております。なかなか同時並行的に事務を進めることがですね、厳しい状況にもありますので、庁舎内の検討委員会の協力も得ながらですね、遅いと言われるかもしれませんが、今の段階では1つ1つ進めているところでございます。

このような状況の中で空き家計画なんですけれども、空き家特措法に規定されている計画策定に掲げる9項目、これにつきましては、私どもも承知はしているつもりではございまして、この空き家計画の存在意義もまた、理解しているところでございます。ただ、空き家計画がない状況という所もございますので、これら9項目につきましてはですね、我々の中で、承知しているその中で業務を進めて参りたいなというふうに思っております。

また、特定空き家ではない家屋への対応でございますけれども、例えば、議員おっしゃるとおり、強風等によって、一部が剥離するという状況もこれまでも何度かございました。これまでも同様に所有者に対して、現状を報告し、また適正管理を促すための一報を入れさせて頂きながらですね、対応をさせて頂いているところでございます。特定空き家等に認定された建物の措置とは別にですね、これらの対応につきましても、継続して参りたいというふうに考えております。

以上です。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、2問目に移りますが、移りますが、結局今言ったとおり条例に、それ有効活用とかその補助金に出すことについての、根本的な部分が条項に無いんですよ。無いって今、認めました。やはり、もう質問しませんけれども、各町は総合的な対策ということで、やっているんです。それぜひ、来年の解体の補助要綱等を作る時に併せて、ぜひ総合的な対策をするよう求めて。

2問目に移ります。

(議長)

はい、2問目。

「小野寺議員」

これもある意味、家屋の有効活用。1問目に通ずる問題がありますが、町営住宅に関して、お聞きしたいと思います。

この問題は、決算でも触れました。先程の決算の委員会での報告の中にも一部ありましたけれども、特に南が丘の事を少し触れたいと思います。

なぜ、南が丘ということを、が、もしかしたら町長、思うかもしれませんが、これ何回も言っておりますけれども、残念ながら江差町、南浜とか柏などの古い所は、率直に行きまして、空いている所を全力、入れて直して、そこをまた、募集を掛けるっていうことは、なかなかしんどい状況です。客観的に。とすると、今江差町の中で、空き家対策をしっかりと執って、そこを有効に使うということに論議をなるとすると、南が丘が一番、緊急な課題です。それで、あえて南が丘の問題をこの間、何回か取り上げております。

それでまず、お聞きしたいのは、この何回か町広報にも載っておりますが、募集をしております。それで南が丘の空き町住の募集で、入居に至らない理由。風呂が無くて断ったという話、私も聞いておりますけれども、その点、ちょっと教えて頂きたい。それでこの問題は、個別に町が単独で風呂設置なども含めてやるか、もう少し大きく全体の計画の長寿命化計画の見直しも視野に入れるか、色々あんのかも知れませんが、私はまず、風呂の無い所、沢山ありますけれど、この直せばしっかりと風呂があるということも含めて、埋

まるということも考えられる。があるとすればということで、この間きいておりますが、どうなのか。万が一、個人負担で設置した人と、入居者の均衡を欠く。これは決算でもたしか、話あったかと思いますが、もしそうであれば、私は新たに町が、グレードアップと言いますか、したとすればその部分は、町の位置付けの中で、条例等の位置付けの中で、その部分を値上げするということでも可能ではないのかなと。いずれにしても、町の財産、いつまで放置しておくのか。資料要求でNo.15、資料の15で、役場の方から出して頂きました。これを見ると、何回も言っておりますけれども、南が丘の町住のこれウェイトで言えば、どれぐらいなるんでしょうか。3分の1、4分の1、強が空いていて、現状がまだ修繕予定だが時期は未定と。でそれはほとんどが、風呂が無い、風呂が無いだけ、他の修繕もあんのかもしれませんけれども、ここはまだいい、公募すら至らないという問題があります。この問題について、1つ目として、改めてお聞きしたいと思います。

2つ目に、有効活用ということになりますと、先程、前段に少し触れましたが、なかなか建てた年次が古くて、公募するという所まではいかない、しかし、何か活用出来ないのかなというのは、私のこの質問の主旨です。江差町の公営住宅の条例、設置及び管理に関する条例第41条以下にこういう文言があります。「NPOなどが福祉事業の目的で、利用することについて、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障の無い範囲内で町営住宅の使用を許可出来る」つまり入居、一般の町民が入居する以外の利用方法を状況によって、内容によって許可が出来ると、いうことです。これはあまり関係者は、知らされて、知られていないというか、知らされていないというか。この間、介護保険には限りませんが、例えば、介護保険は地域の人たちの力を使って、総合事業という言いかたしておりますけれども、そこで、昼食会をやったりとか、そういうことでも、場所として使えるのではないか。私は、町営住宅の有効活用、ただただただ空いている、そのまんまに放置しておく、いつ解体するのか、所何処で入居者が居れば、解体ももちろん、出来ない。ということになりますと、私は何らかな有効活用という事も検討すべき、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。午後1時まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。1問目の答弁から入ります。 「町長」。

「町 長」

小野寺議員の町営住宅の有効活用に関する2点のご質問でございます。

まず1点目ですが、募集している空き住宅に、空き住宅に応募が少ないことについては、建物の経過年数やトイレ、風呂などの設備の状況も原因だと思っている所でございます。町営住宅の風呂の設置状況につきましては、管理している全427戸の内、風呂が無い住戸が40%弱の170戸、浴室が無い住戸が30%強の142戸であり、70%強の312戸が風呂無しとなっているのが、現状であります。浴室が無い住宅は、水堀団地、南浜町団地、柏町団地に集中していますが、これらの住宅は昭和30年から40年代に建設され、50年前後経過し、老朽化も進んでおりますことから、維持管理を全体として捉え、住環境の向上を図ることを考えるとすれば、浴室無しの住宅の建て替えや、統廃合などを検討することが、優先的な課題ではないかと考えております。

また、ご質問では町が風呂を設置し、その分家賃を値上げすることもご提案がされております。家賃をその分、高く設定することは、法令上においても条例上においても可能ではありますが、町と致しましては、2021年度からスタートする、次期長寿命化計画を策定する中で、町営住宅全体の住環境の向上を検討をして、検討をしていくこととしており、その検討において議員の提案も参考にし、風呂の設置と家賃の見直しなどについても、併せて検討して行きたいと考えております。

次に2点目の町営住宅の福祉事業などでの活用策の検討についてでございますが、公営住宅法第45条第1項においては、地方公共団体の他、いわゆるNPO法人や介護保険法、障がい者自立支援法で規定されている事業者、事業者などで一定の事業を行う法人などが行うグループホーム事業に活用するために、公営住宅を目的外使用出来るものと定めております。この規定を受けて、町の条例におきましても、第41条第1項において、政令や省令に規定されている目的外使用を許可することが出来るという規定を設けていることは、議員もご承知のことと思います。したがって、これらの福祉事業等による目的外使用につきましては、制度的には可能となっているところではありますが、町営住宅の空き室のほとんどは、それなりの規模の修繕が必要であり、事業で活用させるには、一定の修繕が必要と思われますし、修繕するにしても、公営住宅として、入居希望者の入居を優先させて行きたいと考えています。更には、1点目でも述べましたが町営住宅全体として、将来を見据えた持続可能な適切管理を図るため、団地の建て替えや改善、あるいは統廃合を検討することを優先的に考えて行きたいことから、福祉事業における町営住宅の使用は見合わせて行きたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」はい、議長。

この問題の2つを出しましたが、1点目。風呂の関係については、次期の長寿命化計画 の部分で、ぜひ、積極的なご検討をお願いしたいと思います。

それで、その2つ目の部分なんですが、先程の答弁ですと、まだ、例えば南が丘にせよ ですね、一定程度、長寿命化計画の見直しも含めて、一定の修繕をして、募集するという 前提であればもちろん、私はそれが、最大の今の課題だろう思いますが、例えば、柏にし ても、あそこ今、例えばとびとびで空いている所もあります。そこを事実上、もう入居出 来ないという位置付けで、そのまんま置いておくのか、何らかな形、先程、補修で掛かる のでなかなか利用できないという部分もありましたけれども、逆に言うと、一定の補修を すれば、例えば柏あたりは使えるかもしれない。まさしく私、費用対効果の話だろうと思 うんですが、町営住宅だけ見たら、その部分でお金掛かるかもしれませんが、他の事業、 例えば先程事例として、介護保険の話しましたが、サロンだとか、一定の会食だとか、い う部分をもし、民間で特別に何か施設を造るとか、民間が提供するとか、というのがなか なか困難な地域では、それは例えばですけれども、介護保険などのそういう地域の福祉的 な介護的な事業をそちらに多少町営住宅を補修したとしても、それはそれで生きがい対策、 福祉対策、地域福祉対策などで使えるのであれば、それは総合的に私は、検討する価値は あると思うんです。調べましたら北海道はあまりちょっと私、調べれなかったんですが、 全国的に調べましたらね、本当に事例ありますね。もちろん、どの程度、古い所をそうい う福祉的なもので使っているかっていう細かい所までまだ、ちょっと調べきれてませんが、 サロンに使ったりだとか、会食に使ったりだとか、そういう福祉的な部分でやっておりま す。私ね、担当部門だと思いますが、そういう全国的な事例も含めておおいに検討する価 値はあると思うんですが、その点、私の2問目について、担当部署で改めてお考えあれば お聞きしたいと言うのが1つ。

でもう1つ。有効活用ということで言えば、空いてる所は解りました。先程、風呂の部分が大きいかなと、風呂以外も直さなんなきゃなんない。部分あるんですが、もう1つ、江差町の条例の中に適切に入居者に管理してもらう、もしくは入居者が一定程度、こういう事については注意して頂きたい、こういう事は守って頂きたい、そういう事を町がしっかりとした対応で入居者に指導などするべき所をしないがために、色んな問題を惹起する、もしか惹起した。その事によって結果的に入居者が、そこには居られない。これ前に決算で出しましたが、ある方の迷惑と思われるような事象があって、その入居者の上だとか、お迎えだとかが結果的には空いているんです。これは古くて直して無いからという以前に、私は、町の条例にもある適切な入居者の入居状況といいますか、迷惑行為を防ぐような手立てなどを適切に行っていなかったのではないか。というふうに私は、感じている部分があるんです。これはもちろん、入居者のその方のプライバシーの側面、もしくは身体状況、精神的な状況もありますので、単純に迷惑というよりは、もっと幅広い場合によっては町の福祉的なサイドが、その町営住宅の入居者の対応をしっかりと押さえていたのか、そういう仮に私が言っている迷惑状況などがあるとすれば、大家さんである江差町が入居者の

ことを、単に町営住宅の管理の部門だけではなくて、しっかりと福祉部門、保健衛生部門と繋いで、その方の状況を把握しているのか。に関わる問題だろうと思うんですよ。それどうしているのか。私、たまたま1つの事例を上げてますが、似たような事ってありますね。ペットの関係、大猫の関係、などなど、やはり私はしっかりと管理条例に基づく対応をしながら、結果的には町営住宅を有効に使ってもらうという事もやっていかなかったらならないと思うんです。この点について、所見があればお伺いしたいと思います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

町営住宅の有効活用の、に関するご質問で、再質問の部分でございますが、有効活用って事で空き室の関係でございますけれども、確かに、各団地空いている所がある程度戸数としてあるっていうのは承知している所でございます。それで、だいぶ老朽化している所も承知してございます。なかなか修繕だけでという所もあることは承知してございますが、それについては、町長答弁でも述べてますとおり、長寿命化、でなくて失礼致しました。何でしたっけ、長寿命化計画ですね、長寿命化計画の中で将来的なビジョンを描いた中で、どうしていくかっていうのを考えて行きたいなと思っている所でございます。

それで、目的外使用、こちらの方は制度的な部分のご説明とはなるかと思うんですが、補助金適正化法の関係もございまして、法令、省令で定められている事業かなという場合にしか、目的外使用出来ないと解釈しておりまして、町条例においてもそのような事業しか目的外使用出来ないというふうに考えているものでございます。ただいずれに致しましても、団地の中で事例があるとはいえ、そういった事業をしていく中でですね、何か周りの影響とか、例えば入居者が、に介してどういう影響が出るのかときちんといろいろと町としても考えていかなければならないのかなと、思っております。毎日事業をするとかってことにないにしても、多数の方が出入りするですとか、あるいは駐車場をどうするかとか、そういった部分とかも色々考えて行かなきゃならないのかなと思いますし、いずれに致しましても町が相当程度修繕して、ちょっと目的外使用して行く事には、なかなかならないのかなと。集会施設等々ございますので、申請だとか、手続き的な物っていうのは、でて来るんでしょうけども。公共施設の活用って言う事で考えればと思っているところでございます。

それから迷惑行為でございます。ペット、あるいは騒音、等々ございますが、その辺に関しましては入居者の方からそれら迷惑行為について連絡を受けたり、相談を受けていたりという事例があるのは確かにございます。対応何ですけれども、担当職員が直接その方にお会いしまして、注意ですとか話しをさせて頂いているところでございますが、その際には、ご本人は解りましたっていうことですので、それ以上、差し控えているところでご

ざいますが、同じことを繰り返すことが多くて再三再四にわたって訪問を繰り返しているところでございます。また、相談もですね、相談に来た人からはですね、言ったという事が分からないようにっという部分もちょっと、そう言った事も言われますので、私どもとしては、注意するにもなかなかどうしゃべるかっていう難しい部分もございますので、解決に時間が掛かっているっていうなところでございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

もう少し前向きに検討して頂きたいんです。例えば、会食だとかサロンだとかですね、 集会施設を使うとすると、集会施設は集会施設としての利用目的があるんですよ。そこを 定期的に例えば、食事を提供するだとかですね、定期的にサロン的に使うということはね、 なかなかならないですよ。まず、全国的な事例、ちょっと勉強して頂きたいと思います。 これは要請にしておきます。

それで、この3番目。3つ目。この問題ですよ、ごめん、この問題の3つ目、住宅のね。それで、課長、もう1つ。有効活用で言いますと、今いろんなネックが使う部分であります。例えば、連帯保証人が2名、1名でもいいって言い方してますけれども、連帯保証人を付けなければならない。なかなかですね、単身の方だとかも含めて、いろんな事情がある方が、町営住宅に申し込んだ時に、連帯保証人付けるっていうのは、本当にしんどいと。それから今日欠席しておりますが、室井議員が度々よく言ってますが入居者の条件、例えば単身の部分だとかですね。この点については、課長もご存知のとおり、国の公営住宅管理標準条例案、国の方で一定の案を示して、それに則って、各市町村が町営住宅の管理条例を改正するってことになるんですが、その中に今私が言った、連帯保証人の問題をこれは付けなくてもいいとかですね、入居者の条件についてかなり緩和されてきている部分もあります。その他、他にもありますけれども、これ大いに国の標準、条例案を江差町としても取り込んで、望ましい利用方法を江差町としても進めて行くと、いう事を急いでやるべきだと思うんです。その点について、この問題の3番、3問目でお聞きしたいと思います。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

議員のおっしゃっております公営住宅管理標準条例、こちらの方、国が示しているものでございますけれども、当方としても承知してございまして、最近の改正があったという

通知では、今年3月通知があったものでございまして、内容、主な内容でございますが、 ご指摘のあった保証人、連帯保証人も含む保証人に関するものでございまして、これは民 法の規定の方の改正に伴いまして、標準条例も改正になったというところでございます。 それで、標準条例でございますので、必ずしも町の条例の方もすべて同じ様にするってい う事でもなくて、自治体の裁量にある程度、委ねられているというところも、あることは ありますけれども、今回の保証人の規定に関しましては、民法が改正になっていると、と いうところを踏まえまして、その部分につきましては、町としても改正をしていかなけれ ばならない。この様に考えてございます。それで、連帯保証人の改正の内容です。条例で どう対応するかっていうのも少し幅がありまして、保証人の規定を単に削除するですとか、 あるいは保証人を求める場合でも限度額を設定するですとか、家賃保証、債務保証事業者 の保障を活用する。そういったいろいろな選択肢がございますので、内部で十分に協議し ていきたいと思ってございます。改正民法自体が2020年の4月からの適用でございま すので、当然、遅くともそこまでには、見直しを図って行きたいと考えておりますのでご 理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。3問目。

「小野寺議員」

3問目に移りますが、今の問題、入居者の条件も含めておおいに積極的に検討して頂きたい。入居者の条件、緩和して行く。一人暮らしの方も、幅広く入れる。是非、お願いしたいと思います。

3問目に移ります。

働き方改革関連法の施行についてであります。この問題は、度々、町職員の問題、教職員の問題について、それから臨時職員のことも含めて出して参りました。その私のこの間の意味合いは、国が法律もしくはその法律に基づいていろんな施行を順次検討し、実行に移して行くと。そういう背景もあってこの間、何度か出して参りました。まさしく今、法律が通って、でその法律を具体化しようという点でいろんな審議会、委員会等々がガイドライン、もしくは施行の一定の考え方がまさしく今決まろうとしております。その上で、じゃぁ何が江差町で出来るのか、国の部分に反映しなければならないのか、という事をし

っかりと押さえた上で、改めて町職員、教職員についてお聞きしたいと思います。

それで、2つ分けておりますが、1つ目が全般的になると思いますけれども、労働時間、とにかく働き方の中身の問題は、労働時間をおさえるということが絶対的な条件です。何を論議するにしても実際に働いた時間がどうなっているのか、おさえなかったら話が進みません。でこの間何度も問題を出しておりますが、国も一定の踏み込みを今してきております。労働時間の状況の把握、その実効性確保すること、法令で明確化するということで例えばタイムカードなど客観的な方法で把握が原則となるということが今出て来ております。それが絶対的な事に繋がるかどうか、いろいろ論議あるかも知れませんがまずは、客観的におさえる。労働時間をおさえる。点でどのような対応を考えているか、これは町職員、教職員、両方に通ずる問題であります。

2つ目。先程言いました、臨時職員の問題。今いわゆる、正規雇用労働、非正規雇用というふうに言い方しておりますけれども、これもかなり前進的な側面も今部分的には出ております。非正規と正規との不合理な待遇改善を禁止していくという部分、直接すぐ公務員に跳ねかえるという部分はなくてもそれに準ずるとかですね、当然、民間で改善するところは公務員、臨時職員もという流れの中で出て来ると思うんですが、すでに先行して臨時職員に関しては会計年度任用職員ということで、来年再来年になりますかね、導入ということになります。ですから結果的には臨時職員に関しては、すでに先行している部分と国が今進めようとしている待遇差を禁止する。そういう流れについて私は、しっかりとやっていかなければならない。非正規、正規の部分で言うと、同じ様な仕事している部分については、適正な待遇改善を図るということを大前提に江差町としても進めなければならないと思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「町長」。

「町 長」

小野寺議員の3問目、働き方改革に関して町職員の部分を私から、教職員については教育長からお答えさせて頂きます。

1つ目の勤務時間の客観的な把握についてでございますが、1ヵ月100時間を超える超過勤務をした場合に面接指導を行う前提として、タイムカード等で客観的な把握をするよう法令化されたところですが、公務職場として必要な対応をして参りたいと考えております。超過勤務の状況把握は、時間外勤務命令簿での把握はもちろんであり、退庁時の退庁時間の管理も併せて行っております。まずは客観的な把握をする前段として、タイムカード導入のみならず、超過勤務を縮減するための対策が必要と考えるところであることから、ベースとなる超過勤務時間数を分析すると伴に、業務の効率化を図るための仕事の工夫も職場全体で取り組み、超過勤務の縮減に繋げた上で、当町としての適切な勤務時間の

把握方法を見出して参りたいと考えております。

2つ目の会計年度任用職員についてですが、平成32年、2020年4月から施行され、 給与面、任用面、勤務条件面等について条例等の制定や改正が必要であることから、現在 条例等の業務を委託し、整備に掛かる準備をしているところでございます。その中で、会 計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムに区分されることとなり、特にフルタイムの場合は、給料、手当、休暇等に関して大きな改善をしなければならないものと考えて おります。今後におきましては、道や近隣町の状況も含め適切な整備を図るとともに、対 象となる臨時職員はもちろんのこと、職員への説明を行うなど大きく変わる会計年度任用 職員制度に対応して参りたいと考えております。

(議長)

はい、「教育長」。

「教育長」

教職員の労働時間の把握についての質問にご答弁を致します。

文部科学省が設置する学校における働き方改革特別部会は、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、答申骨子案を11月13日に示しました。その中で、勤務時間管理の徹底と勤務時間健康管理を意識した働き方改革の促進では、労働安全衛生法の改正による、勤務時間管理義務の明文化を踏まえた、勤務時間管理の徹底を提示しております。北海道教育委員会においては、教員の勤務時間を客観的に把握集計するためには、どのような方法がいいのか検証するため、協力校10校においてパソコンとタイムカードの2つの出退勤管理システムを使用し、実験結果を検証した上で、学校からの改善に向けた意見も踏まえ、教職の負担が少なく勤務実態に合ったシステムの検証をしています。道教委の検証結果が近じか公表されると思いますので、それを参考にしながら本町においての勤務時間把握についてどの様な方法がいいのか校長会、教頭会においても協議しながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

「小野寺議員」はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」解りました。

それで、最初にも言いましたがこの時間の客観的な把握は、ある意味入り口の部門です。 それで問題は、その次の部分です。結果的にどうするのかということですが、ちょっと時間の関係上、恐縮ですが教育委員会、教職員に関して再質問にします。

9月議会がちょうど終わって、数日だったでしょうか、文科省の方でご存知のとおり、 教員の教職員の全国、何か所でしたっけ、学校を調べてそれぞれ教員の労働時間の実態を 公表されました。教育長もご存知だと思いますが。あれで文科省も改めて教員の労働時間 が大変な深刻な状況になっているということは先程、教育長もお話しがあった審議会等で も縷々、文科省の方からは言われてて、改善策は取らなければならないと。ただし、問題 は今、先程言ったですね、骨子案、あの教育長まさしく言った、骨子案はですね、これた ぶん教育長読んでいると思いますが、解決にならない。その特別な場合はですね、結局、 1か月100時間働けるんですよ。100時間。つまり、過労死の状況認めている、何も 解決になっていない、それから変形性労働。まぁ夏休み、少し短くしてそれ別な所に持っ て行きましょうったって、教員の皆さん言っているのは、夏だって今、色々あって何も休 めないんだと。でこれ、江差町に教育長に言っても、この問題はここの場では解決になら ない。今私が言えるのは、来月、年明け1月の何日頃でしょうか。先程言った骨子案が、 パブコメか何かで掛けて、正式に決まります。その前に改めて、こんなやり方は何の解決 にもならないと。この間もたぶん教育長、いろんな場で教員の労働の問題、話してきてい ると思うんですが、改めてこんなやり方、解決にならない。で文科省の今、やっているい ろんな、委員会、部会などで、細々出されているのは、根本的な解決は教職員を増やさな ければ、解決ならないんだと。新聞、この前の道新にも色々出ておりましたが、そのこと を現場をしっかりと、把握しているはずの各自治体の教育委員会の教育長が、改めて私は、 それぞれの先生方の思いをしっかりと、どう国に伝えて行くと。このままだったら何も解 決しない。今までの数字をただ認めてしまう、変形労働性を導入してしまう。最悪の事態 に今、なるかもしれない。改めて教育長にこの間もご苦労されていると思いますが、改め て今の問題点をしっかりと、分析しながら、どう国に対して改善を求めていく。教職員の 国、道の責任ですが教職を増やしていく。その事が労働条件改善の問題だと、いう事を伝 えてもらいたいんですが、この点について教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

「教育長」。

「教育長」

教職員の増員についての質問でございますけども、今、小野寺議員、ご指摘のとおりですね、教職員の長時間労働というふうなものが、全国的に課題になっております。学校現場では、教員がゆとりを持って子供達と向き合うための環境整備が大切であり、本当に長時間勤務の解消については、喫緊の課題でございます。私ども教育委員会としてもこの問

題につきましては、道の働き方改革のアクションプランが今年3月に示されまして、それを受けて学校現場において、業務改善に関する指針を示しながら、例えば部活動の休養日の設定、あるいは長期休養日における学校閉庁日の設定、それからスクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置、それから町独自の制度として、特別支援教育支援員を各学校に配置しておりますし、学校の実情に応じたですね、徹底した業務改善はもとより、職員の先生方の意識改革も含めてですね、業務改善につながるような、政策を、に取り組んでいるところございます。ただ、議員ご指摘のとおりですね、学校現場の努力だけではですね、なかなかこれについては、解決する問題ではないと思います。併せて色々と、例えばいじめだとか不登校、それから新学習指導要領の対応など、新たな教育課題というのも、出て参りますし、これについてはですね、今までもそうだったですけども、私どもと致しましても檜山、あるいは全道の町村教育委員会連合会などを通しましてででね、少人数学級の拡大、それから新たな教育課題に対応するための小中学校教員の定数改善についてですね、今まで事ある事に要請して来ましたし、今後についてもですね、粘り強くですね、機会ある毎に要請、要望して参りたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、ありがとうございました。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。